

## 民間保育施設の大規模修繕支援事業の実施について

区内の民間保育施設が実施する大規模修繕工事にかかる補助事業について、以下のとおり実施する。

### 1 事業目的

民間保育施設の老朽化した設備等の整備費用の一部を補助することで、児童の福祉の向上及び安心安全な保育環境の確保を図る。また、設備等の整備を実施し、施設の適切な保全・維持管理を行うことで、健全な園運営、持続可能な保育体制及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業概要

- (1) 事業開始年度 令和7年度
- (2) 補助対象施設 建築・修繕後、原則15年以上経過した自己所有物件の民間保育施設(認可保育所・認定こども園)
- (3) 補助対象経費 老朽化・劣化に伴い改修が必要な設備等の整備費用
- (4) 補助率 補助基準額の7/8  
(国1/2 都1/8 区1/4 事業者1/8)

### 3 事業実施における基本的な考え方

- ・対象となる工事は、予防保全工事ではなく老朽化・劣化対応工事(設備等の機能回復)とする。
- ・対象となる経費は、適切な設備更新時期(修繕周期)を迎える原則15年及び20年周期で行う計画的な大規模修繕工事にかかる整備費用とする。
- ・建築後45年以上の施設については、大規模修繕に加え建替えも視野に入ることから、施設ごとに個別に検討する。
- ・国補助制度である「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用する。併せて、都補助制度である「子供家庭支援区市町村包括補助事業」の活用を図る。

### 4 今後のスケジュール(予定)

- 令和7年 1月～ 事業者募集
- 4月～ 補助対象事業者選定
- 6月～ 工事業者入札実施・工事契約 ※保育事業者が実施
- 9月～ 工事開始・補助実施